

22倉健発第196号
平成22年9月24日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿 一

被扶養者の再認定について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご通知いたしました被扶養者の再認定を下記の要領にて平成22年11月に実施いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、同封いたしました「健康保険被扶養者確認調書」により、認定されている被扶養者の現状をご確認いただき、「健康保険被扶養者確認調書」と、証明書類を添付のうえ、平成22年10月29日（金）までに健康保険組合までご提出をお願いいたします

なお、提出期限までに書類の提出がない場合は、被扶養者の認定を取り消させていただきますこととなりますので、ご承知おきください。

記

1. 確認事項について

「**健康保険被扶養者確認調書**」により、現在認定されている被扶養者の現状（認定・削除漏れの有無）の確認および以下に掲げる証明書類において被扶養者の収入額等の確認のうえ、再認定を行います

（1）「**健康保険被扶養者確認調書**」・・・被保険者確認用

（2）「**事業所別被扶養者一覧表**」・・・事業所控え用

※平成22年9月15日現在で作成されたものです

2. 再認定対象者について

平成22年5月末現在、被扶養者の認定をうけている全ての者

3. 証明書類が必要な被扶養者について

再認定対象者のうち、18歳（平成4年4月1日以前に生まれた者）以上の被扶養者全員

同封の健康保険被扶養者確認調書の右側証明書欄に「**要**」と印字されている被扶養者について、下記4の（1）から（4）にそれぞれ該当する証明書類を添付してください

4. 提出証明書類について

被保険者の方については、健康保険被扶養者確認調書の裏面に提出する証明書類を記載してありますので、そちらをご参照いただくようご周知方お願いいたします

（1）配偶者

●収入がない配偶者

平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書。（学生の場合は、学生証写し、在学証明書のいずれか）

●アルバイト・パートの収入がある配偶者

直近3ヶ月分の給与明細写し、平成21年度の源泉徴収票の写し、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書のいずれか。

年金を受給している者は、この他に、受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか

●年金のみ受給している配偶者

受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか。

この他に、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書

（2）18歳以上（平成4年4月1日以前に生まれた）の子、孫、弟、妹

●学生で収入がない子、孫、弟、妹

学生証写し、在学証明書のいずれか

- アルバイト・パートの収入がある子、孫、弟、妹
直近3ヶ月分の給与明細写し、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書
のいずれか

(3) 父母、祖父母

- 収入がない父母、祖父母
平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書
- アルバイト・パート収入のある父母、祖父母
直近3ヶ月分の給与明細写し、平成21年度の源泉徴収票の写し、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書のいずれか。
年金を受給している者は、この他に、受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか
- 年金のみ受給している父母、祖父母
受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか。
この他に、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書

(4) 上記（1）～（3）以外の認定被扶養者※義父母・義祖父母・兄・姉等

- 収入がない者
平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書、この他に住民票（世帯全員のもの）
- アルバイト・パート収入のある者
直近3ヶ月分の給与明細写し、平成21年度の源泉徴収票の写し、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書のいずれか。
この他に、住民票（世帯全員のもの）と、年金を受給している者は、さらに受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか
- 年金のみ受給している者
受けている年金の全ての年金振込み通知書の写し、年金改定通知書（直近の社会保険庁発行分）の写しのいずれか。
この他に、平成22年度（平成21年度収入分）非課税証明書と住民票（世帯全員のもの）

以上の内容の証明書類で判断しかねる場合、必要に応じて現況等をお伺いすること
もありますのでお含み置き下さい

5. 提出期限および提出方法について

(1) 提出期限

平成22年10月29日（金） ※期限厳守

(2) 提出方法

- ①「健康保険被扶養者確認調書」および証明書類については、**各事業所において全員分をお取りまとめるうえ番号順に配列して**、健保組合までご提出をお願いいたします
- ②お取りまとめの際、被保険者より証明書類が封緘されて提出された場合は、開封しないで、そのまま健康保険組合までご提出いただくようお願いいたします
- ③ご提出の際は、「健康保険被扶養者確認調書」毎に各種証明書類をホッチキス等で綴じてください
- ④被保険者から提出された「健康保険被扶養者確認調書」に、削除・訂正等がございましたら、保険証を添えてご提出ください

6. 被扶養者の認定の取消しについて

- (1) 督促しても証明書類の提出されない場合、平成22年11月1日付けで被扶養者の認定取消しをさせていただきます
- (2) 認定取消し日以降、医師の診断・治療を受けても組合ではその費用をご負担いたしかねますのでご承知おきください
- (3) 証明書類の未提出により認定取消しとなった方の再認定の申請は、通常どおり「健康保険被扶養者（異動）届」に証明書類を添えて申請していただくこととなりますのでお含み置き下さい

7. その他

- (1) 就職し既に健康保険の適用を受けている場合やパート・アルバイト収入が認定基準を超え、被扶養者の認定から外れる場合は、「健康保険被扶養者確認調書」右側の扶養削除年月日、及び扶養削除の理由欄に赤ペンで記入のうえ、保険証を添えてご提出ください
追って組合より事業所控えとして「健康保険被扶養者確認調書」の写しに受付印を押印のうえ送付いたします
- (2) 漢字、生年月日、性別、続柄、住所に訂正がある場合については、「健康保険被扶養者確認調書」の訂正箇所に二重線を引き、正しいものを赤ペンで記入のうえ、被保険者証の表面の記載事項に訂正がある場合は、保険証を添えてご提出ください
- (3) 「健康保険被扶養者確認調書」で、削除、訂正等を行うのは、この再認定の時のみの事務処理の取扱とさせていただきますので、「健康保険被扶養者確認調書」をご提出後の削除、訂正については、所定の用紙をご使用いただきます

8. 個人情報の取得目的および取扱について

- (1) 今回の再認定は厚生労働省の通達により実施するものであり、ご提出いただく証明書類等は被扶養者の再認定にのみ使用し、他に転用することはありません
- (2) ご提出された証明書類は、当組合が責任をもって厳重に保管、破棄いたします。
なお、ご提出された証明書類等についての返却はいたしかねますのであらかじめご了承ください